令和７年９月

被保険者　各位

田辺三菱製薬健康保険組合

　被扶養者の現況調査（検認）実施のご案内

本年度の被扶養者の現況調査（以下、検認）を実施します。主旨等を良くご理解の上、「２次調査（以下、参照）」へのご協力のほどよろしくお願いします。

記

* **検認の主旨**

健康保険では、保険料を負担している被保険者（本人）だけでなく、保険料を負担していない被扶養者（ご家族）にも保険給付を行います。そのため、既に認定された被扶養者が、その資格要件を引き続き満たしているかを確認（検認）する必要があります。検認の目的は「負担と給付の公平性を確保する」「健康保険組合の健全な運営に資する」等です。

健康保険法施行規則第50条に基づき毎年１回「検認」を各健康保険組合は実施しております。

* **今年度の検認の流れ**
1. 1次調査（８月）

当健康保険組合(以下、当健保)にて実施済

令和７年７月時点で満18歳以上の被扶養者の「令和６年の収入調査＊1」を行い、以下の方を検認対象候補としてリストアップ

|  |
| --- |
| 18歳で収入＊2 130万円以上の方 |
| 19歳以上・23歳未満で収入＊2 150万円以上＊３ の方 |
| 23歳以上・60歳未満で収入＊2 130万円以上の方 |
| 60歳以上で収入\*2 180万円以上の方 |
| 今回の調査においては、令和６年の収入が確認できなかった方＊4 |

\*1：当健保において、法令に基づきマイナンバーを活用した情報連携により、被扶養者の令和６年の収入情報を取得

\*2：給与収入、年金収入、雑所得等を含む

\*3：年間収入に係る認定要件のうち、その額を130万円未満とするものについて、当該認定対象者が19歳以上23歳未満である場合は、150万円未満として取り扱う（令和7年10月1日より適用、厚生省保険局長通知）

\*4：現状の情報連携では５情報（氏名、カナ、性別、生年月日、住民票住所）を用いて照会。５情報全てが一致しない場合、健康保険組合は情報取得ができません

（例：引っ越し等により、健康保険組合で保有しているご家族の住所情報が不一致となるケース）

**（参考）健康保険組合のマイナンバーを活用した情報連携について**

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき審査対象者の収入情報を取得

* 健康保険組合は、行政事務を実施する「個人番号利用事務実施者」である
* 個人番号利用事務実施者は、保有する特定個人情報ファイルにおいて、個人情報を効率的に検索し、管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。
1. ２次調査（９月中旬～9月末）

1次調査でリストアップされた方を「2次調査対象者」とし、被保険者へ状況調査

＜**今回のお願い事項**＞

**被扶養者が「２次調査対象者」である被保険者（国内MTPC-G籍の従業員）へ、９月中旬に当健保より、Formsリンク付き電子メールを送信しますので、期日内にご回答をお願いいたします。**

**締切日：9月22日（月)**

* + 留意事項
* 当健保にて、2次調査が必要と判断した方のみ、Formsリンク付き電子メールを送信します。当健保から連絡がなかった方は、対応は不要です。
* 健康保険の扶養認定基準収入は、「令和７年９月から1年間」の想定額となっていることをご理解の上、ご回答下さい。
* 回答後に当健保が更なる事実調査が必要と判断した場合、書類の提出等をお願いする場合がございます。
* １次・２次調査を経て、扶養認定基準を満たさない場合は、「扶養から外す」手続きをしていただくことになります。
* 本調査以降、被扶養者の方が就職等により、被扶養条件を満たさなくなった方におかれましては、速やかに「扶養を外す」手続きを行って下さい。

（参考：扶養を外す手続き）

　<http://www.mtpc-kenpo.or.jp/insurance_certificate/insurance_certificate.html#02>

* + 期日内に調査ご協力が得られなかった場合や虚偽の申請が判明した場合は、健康保険法第217条に基づき厳正に対処するとともに、被扶養者資格を遡って取消し、発生した医療費及びその他の給付金を遡って返還していただくことがあります。

|  |  |
| --- | --- |
| 問合せ先 | 田辺三菱製薬健康保険組合メーリングリスト：mtpc-ho-tanabe-kenpo-ml@ml.mt-pharma.co.jp |